

4/14のプレスリリースにおいて、冒頭の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正の上、お詫び申し上げます。
誤：3月30日、弊会会員4社及びその子会社2社が、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。
正：3月30日、公正取引委員会より、旧一般電気業者等が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと公表されました。
理由：公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書・課徴金納付命令書を受領したのは4社ではなく3社のため。

2023年4月14日
電気事業連合会

カルテルに係る公正取引委員会からの申し入れに対する対応について

3月30日、公正取引委員会より、旧一般電気業者等が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと公表されました。また、弊会は違反行為に係る命令の対象とはなっていないものの、公正取引委員会より、独占禁止法違反行為の再発防止に関する申し入れを受領いたしました。本申し入れを受けて、同日、弊会会員各社へ、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう周知徹底等を行っております。また、弊会としては、本申し入れの内容を踏まえて調査を行うこと、調査結果によって判明した事実に基づき、必要な事項を洗い出し、行動規範に規定するとともに、各社および弊会の業務運営に反映することとしております。(3月30日お知らせ済み)

このたび、弊会では、弁護士による専門チームを設置し、本申し入れで指摘された事実関係を把握するための調査を行うことといたしました。専門チームにおいては、違反行為を指摘された各社に対するヒアリングや、ヒアリング結果を踏まえて選定した対象者へのアンケート等について現在準備を進めているところです。

【調査目的】

- ① 公正取引委員会からの申し入れ内容を踏まえ、弊会として以下の事実関係を把握すること
 - ・弊会会員間において、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていた等の指摘に関する確認
 - ・一部の会員間において、弊会の会合の機会や、弊会で構築した関係を利用して違反行為に係る情報交換が行われていたという指摘に関する確認
- ② 上記調査の結果に基づく原因分析
- ③ 弊会会員間において、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないようにするための再発防止策の提言

【調査体制】

弁護士による専門チーム（本日、4月14日付けで設置）

【調査方法】

以下の方法を含む必要な調査を実施する。

- ・ヒアリング：違反行為を指摘された各社※
 - ※中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社
- ・アンケート：ヒアリング結果を踏まえ対象を選定

今後、専門チームによる調査の結果を踏まえ、再発防止策を策定し、独占禁止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底してまいります。

以上